平成３０年（フ）第１０９号
愛知県一宮市北神明町４丁目44番地　レオパレス21ラ・フォーレ一宮102号
債務者　古板　達也
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１６７４号
大阪府八尾市恩智南町３丁目126番地
債務者　椋木　聖次
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８０９号
大阪府交野市星田北５丁目24番１―203号
債務者　松田　美穂
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８８２号
大阪市大正区泉尾４丁目２番10号　カワオトビル　505号
債務者　山村謙一こと　孫　　大植
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０９３号
大阪市阿倍野区文の里２丁目12番３号　シャトー文の里　103号
債務者　上田　皓司
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１１２号
大阪府東大阪市三ノ瀬３丁目４番16号　ウイステリア　101号
債務者　佐武　宏一
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１５２号
大阪府吹田市元町24番２号　(305)
債務者　島本　泉美（旧姓小菅）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１７４号
大阪市住吉区長峡町７番25号　ヴィラエイトサイト　３Ａ号、前住所大阪市住吉区清水丘２丁目11番20号　アップルコート　103号
債務者　本多　恭子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１９１号
大阪市平野区喜連東４丁目６番16―203号
債務者　汀ワーニーこと　ＭＩＧＩＷＡ　ＷＡＮＥＥ
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１９２号
大阪市鶴見区諸口１丁目３番26号
債務者　松浦ますみ
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１９３号
大阪府高槻市奈佐原２丁目７番３―204号
債務者　鈴木　　隼
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２０１号
大阪市西成区玉出西１丁目２番23―307号
債務者　白岩　　敏
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２１０号
大阪府吹田市片山町４丁目１番12号
債務者　大野みずえ
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５６０号
福岡県福津市津屋崎５丁目19番38号
債務者　雪竹惠美子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５７６号
福岡県太宰府市通古賀３丁目20番２号　第６シティコート都府楼102号、前住所福岡県太宰府市三条３丁目16番１号
債務者　江頭　喜祐
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６１４号
福岡市西区愛宕３丁目５番10号
債務者　松永　祐佳
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部